

事例番号:280340

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 39 週 2 日 妊産婦が胎動の消失を自覚

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 3 日

9:58- 搬送元分娩機関受診後、胎児心拍数陣痛図で一過性頻脈なし、
不規則で緩やかな心拍数基線の変動あり

11:45 ノンストレスでノンリアクティブ、胎児脳死疑いのため当該分娩機関へ母体
搬送、入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

14:57 一過性頻脈なく、明らかな徐脈はないものの胎児心拍数基線がゆるやかにかわる波形を認めると判断し帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 3 日

(2) 出生時体重:2622g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.338、PCO₂ 46.9mmHg、PO₂ 18.6mmHg、
HCO₃⁻ 24.5mmol/L、BE -1.2mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 5 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 低酸素性脳症、新生児遷延性肺高血圧症

(7) 頭部画像所見:

生後 2 日 頭部 MRI で大脳・基底核に及ぶ低酸素性虚血性脳症の急性所見

生後 17 日 頭部 MRI で大脳・基底核全体に及ぶ多嚢胞性脳軟化症

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 4 名(研修医 1 名含む)、小児科医 2 名(研修医 1 名含む)、

麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院前の妊娠 37 週 6 日以降、入院となる 39 週 3 日までの間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性はある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関において、胎動消失の訴えのある妊産婦にノンストレスを実施し、異常所見(胎動なし、ノンリアクティブ、脳死疑い)と判断して当該分娩機関へ

母体搬送したことは医学的妥当性がある。

- (2) 搬送分娩機関において、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 1cm/分で記録したことは基準から逸脱している。
- (3) 当該分娩機関において、超音波断層法（胎動ほぼ認めない、呼吸様運動なし）、胎児心拍数陣痛図所見（一過性頻脈なく、胎児心拍数基線の緩やかな変化）から帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生（バック・マスクによる人工呼吸、経鼻的持続陽圧呼吸療法、気管挿管）は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元機関

- ア. 胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。
- イ. 妊娠糖尿病のスクリーニングは、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則して実施することが望まれる。

【解説】妊娠初期随時血糖検査が高値である場合は、たとえ HbA1c（ヘモグロビン・エー・ワン・シー）が基準内であっても妊娠中期に 75gOGTT（75g 経口ブドウ糖負荷試験）を施行し、妊娠糖尿病の有無を検索することが望まれる。

- ウ. B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは妊娠 33 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、妊娠 33 週から 37 週での実施を推奨している。

- エ. 観察した事項および実施した検査等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】原因分析に係る質問事項および回答書では、妊娠中に実施され

たノンストレスの判読所見や胎位、胎盤の付着部位、羊水量、臍帯、胎児形態については異常がある場合のみ所見を記載することとしているとされている。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は異常がある場合に限らず診療録に記載することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、膣分泌物培養検査 (GBS スクリーニング) を妊娠 33 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

イ. 本事例では、一過性頻脈を認めず、不規則で緩やかな心拍数基線の変動を認めた。このような中枢神経障害の典型例とは異なる胎児心拍数パターン

を示す事例を蓄積し、研究を進めることが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。